

## 研究インターンシップに関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学（以下「甲」という。）と株式会社 ○○○（以下「乙」という。）は、社会の抱える諸問題や取組みを理解し、知的基盤社会を多様に支える高度で知的な教養のある人材を育成するために、甲が甲所属の学生を派遣し、乙がこれを受け入れる研究インターンシップ（以下「研究インターンシップ」という。）に関し、甲乙間で以下のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 本協定書は、甲乙間の研究インターンシップに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定書において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（著作権法第27条及び第28条に規定の権利を含む）
- 四 営業秘密化したノウハウを使用する権利

### （対象となる学生及び研究インターンシップの内容）

第3条 研究インターンシップの対象となる学生は、甲に属する者であって、甲が乙に書面にて研究インターンシップに参加させることを依頼し、乙が甲に書面にて承諾した者（以下「研修生」という。）とし、各研修生に関して個別に定めなければならない研究テーマ、期間、場所等の事項については、甲からの申請に基づき乙が承諾した内容とする。

(派遣及び受入準備、研修生作成書類の承認)

第4条 甲は、研修生に対して、研究インターンシップに必要な知的財産、倫理、安全管理に関する教育を事前に行わなければならない。

2 甲は、前条に規定する乙への申請前に研修生から同意書を徴取し、研修生に対し、本協定書の趣旨説明を徹底する。

3 乙は、研修生を受け入れる際に、秘密情報漏洩を防ぐ物理的措置（ロッカー及びパソコンの準備等）を講じるものとする。

4 乙は、研修生が学内での公開を前提として作成した次に掲げる書類の内容を確認し、承認しなければならない。

一 研究インターンシップ計画書

二 週報

三 事故報告書

四 実施報告書

五 自己評価書

六 成果報告会に関する資料

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本研究インターンシップの実施に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の秘密情報について、甲及び乙に所属する者で本研究インターンシップの実施上必要な範囲の者（以下「被開示者」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた秘密情報について、被開示者がその所属を離れた後も含め守秘する義務を、当該被開示者に対し負わせる。

2 前項において、秘密情報とは次のいずれかに該当する情報をさす。

一 書類、図面、写真、光ディスク等の有形物により開示される場合、秘密情報を含む当該有形物に、秘密である旨の表示がされたもの

二 口頭、実演等により開示される場合、開示者が開示時に秘密である旨を明示し、かつ、当該開示から30日以内に、当該秘密情報を記載又は要約した書面に秘密である旨の表示をして被開示者に送付したもの

三 電子メール等の方法により電子ファイルの形式で開示される場合、秘密情報を含む当該電子ファイルの本文中に秘密である旨の表示がされたもの

3 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外される。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - 四 正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
  - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - 六 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられるもの
  - 七 書面により事前に相手方の同意又は承認を得たもの（第4条第4項各号に規定する書類を含む）
- 4 甲及び乙は、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の秘密情報を本研究インターンシップ以外の目的に使用してはならない。
- 5 本条の有効期間は、本研究インターンシップ開始の日から研究インターンシップ終了後1年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究成果の公表等の取扱い）

第6条 前条にかかわらず甲及び乙は、本研究インターンシップによって得られた研究成果について、第2項及び第3項の手続きをとることによって、発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができる。

- 2 前項の場合、公表を希望する甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日（論文・学会等の発表にあつては投稿予定日）の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知し、書面による同意を得なければならない。ただし、相手方は正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本研究インターンシップの結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 甲及び乙は、当該研究成果の公表等の公表内容について十分に協議し、また知的財産権の確保に努めなければならない。当該研究インターンシップの成果の公表等が将来期待される甲又は乙の利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後20日以内にその旨を書面にて公表希望当事者に通知し、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえて双方で十分協議した上で、公表内容の修正や公表時期の変更等の措置を講じることができる。
- 4 本条第1項から第3項の有効期間は、本研究インターンシップ開始の日から研究インターンシップの終了後1年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（知的財産権等）

第7条 研究インターンシップにおいて得られた知的財産権及び成果物は、乙に帰属又は承継されるものとする。

(保険付保)

第8条 甲は、研修生に、研究インターンシップ中の事故を補填するために学生用傷害保険に加入させるものとする。

2 甲は、自ら若しくは研修生が故意又は過失により、乙又は第三者に損害を与えた場合、法令に従って処理するものとする。甲は、その損害を補填するため、研修生に、学生用賠償責任保険に加入させるものとする。

(研究インターンシップの中止)

第9条 甲又は研修生が、本協定書若しくは派遣に関して承諾した内容に違反する行為があった場合、乙は、甲と協議の上、当該研修生について、研究インターンシップを中止させることができる。

(譲渡の禁止)

第10条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本協定書上の地位、本協定書から生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は移転することができない。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、本協定書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙の一方から書面による何らかの申し出がないときは、本協定書と同一の条件で引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

2 本協定の失効後も、第5条から第7条及び第12条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議解決)

第12条 本協定書に定められていない事項及び本協定書の条項の解釈につき疑義又は紛争が生じた場合など、本協定書により発生する一切の紛争については、甲及び乙は誠意をもって協議解決する。

本協定書締結の証として、本通2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年 月 日

甲：愛知県名古屋市昭和区御器所町字木市29番

国立大学法人名古屋工業大学

副学長 犬塚 信博

乙：〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇

〇〇〇長 〇 〇 〇 〇